節電オプション実施要項

本節電オプション実施要項(以下、「本要項」といいます。)は、電気供給約款に基づき、当社と電気需給契約を締結するお客さま向けの節電オプション(2(2)参照)について定めたものです。

1. 本要項の実施期日

●本要項は、2023年6月13 日から実施いたします。

2. 定義

●本要項において、電気供給約款3(定義)に定めがある言葉はその意味で使用し、次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。

(1)節電

電気のご使用量を無理のない範囲で節約いただくことをいいます。

(2)節電オプション

6に定める節電行動に取り組んでいただいたお客さまに、節電した電力量(以下、「節電量」といいます。)に応じて、節電の協力へのお礼として7に定めるポイントを付与する無料のオプションをいいます。

(3)冬季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(4)マイ大阪ガスポイント

当社が運営する会員制サイト「マイ大阪ガス」において、ご利用いただいたサービスに応じて付与されるポイントをいいます。

(5)スマイLINK ボーナス

当社が運営するデジタルプラットフォーム「スマイLINK」において利用できるポイントをいいます。

3. 適用条件

●節電オプションは、電気供給約款1(適用)(2)に定める関西エリアにおいて、当社と電気需給契約を締結するお客さまに、お客さまのお申込みにもとづき適用いたします。

4. 節電オプションの種別

●節電オプションの種別は以下の2つとし、お客さまのお申込みにもとづき、以下のいずれかを適用いたします。

節電オプションの名称	付与されるポイント
節電オプション MO	マイ大阪ガスポイント
節電オプション SL	スマイLINK ボーナス

5. 節電オプションの申込み、変更、終了および適用開始時期

(1)申込み、変更および終了

●**節電オプションの適用を希望される場合は、電気供給約款Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。また、節電オプションの変更および終了を希望される場合は、電気供給約款Ⅵ(契約の変更および終了)の定めに準じるものといたします。**

(2)適用開始時期

●**お客さまが新たに電気需給契約を希望され、合わせて節電オプションの申込みをされる場合の節電オプションの適用開始日は、電気の需給開始日といたします。また、すでに当社との電気需給契約を締結されているお客さまが新たに節電オプションのみの申込みをされる場合の適用開始日は、お客さまのお申込みを当社が承諾した後の最初の検針日といたします。**

また、節電オプションの変更および終了を希望される場合の変更後の節電オプションの適用開始日および終了日は、必要な手続きが完了した日といたします。

6. 節電行動

(1)取組内容

●節電を行う日時(以下、「節電要請期間」といいます。)は、夏季および冬季のそれぞれの期間中において、当社が任意で所定の日時を設定し、節電オプションを適用するお客さまに節電に取り組んでいただきます。節電要請期間は、電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。ただし、電気需給の状況等によっては、夏季および冬季のそれぞれの期間中に一度も節電要請期間を設定しない場合があります。

(2)注意事項

●節電オプションを適用するお客さまには、無理のない範囲で節電に取り組んでいただきます。節電に取り組んでいただくことによって、お客さまに体調不良や損害が生じた場合であっても、当社はその責めを負いません。

7. 節電の協力へのお礼

●当社は、6に定める節電行動による節電量に応じて、節電の協力へのお礼としてお客さまにポイントを付与いたします。

(1)節電量の計算

イ 節電量はロに基づき設定される、お客さまごとの標準的な使用量から節電要請期間における実際の使用量を差し引いた残りの値といたします。

ロ 標準的な使用量は、お客さまごとの過去の電気の使用実績を活用し、経済産業省の「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン(以下、「ガイドライン」といいます。)」参考1に定める1.1標準ベースライン(「High4of5(当日調整あり)」)(1)に準じて、節電要請期間に設定した日の、直近5日間(①のただし書の除外条件は適用しないものといたします。)を対象に算定いたします。ただし、節電要請期間に設定した日が連続する場合は、連続する数日間のいずれの日も、初日の直近5日間を対象に算定いたします。

(2)節電の協力へのお礼

イ お礼の内容

(1)に定める節電量に応じて、マイ大阪ガスポイントまたはスマイLINKボーナスを付与いたします。

付与するポイントの量は、次の通りといたします。

単位	付与するポイント
節電量1kWhにつき	10ポイント

ロ 付与時期

ポイントは、原則として節電に取り組んだ日の属する月の2か月後の月末に付与いたします。なお、ポイントは、当社が当該ポイントにかかる節電量の計算を行う時点で適用されている節電オプションの種別に基づき、マイ大阪ガスポイントまたはスマイLINKボーナスを付与いたします。

マイ大阪ガスポイントまたはスマイLINKボーナスの付与をもってポイント付与の通知に代えるものといたします。

ハ 付与条件

ポイント付与時点で当社との電気需給契約を解約されている場合、節電オプションを解約されている場合、お客さまがマイ大阪ガスの本会員登録を実施されていない場合およびマイ大阪ガスポイントまたはスマイLINKボーナスの付与のための条件を満たしていない場合は、ポイントを付与することはできません。それぞれのポイントの付与のための条件に関する事項は、本要項に別段の定めがある場合を除き、マイ大阪ガスご利用規約およびスマイLINKご利用規約によるものとします。

お客さまがマイ大阪ガスの本会員登録を実施されない場合や、ポイント付与のための条件を満たさなくなった場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

8. 節電オプション実施要項の変更

●**当社は、ガイドラインの改定により本要項の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合に、本要項の記載事項を変更することがあります。この場合は、変更後の節電オプション実施要項を当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。**

9. その他

●本要項に定めのない事項は、電気供給約款によるものといたします。